

奈良県告示第二百九十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年三月四日

奈良県知事 荒井正吾

区分		区域	月日（曜日）	時間	場所
運搬が困難な はかり		山添村	四月十四日（木）	午前十時から 午後三時まで	運搬が困難なはかりの所 在場所
		川西町	四月十九日（火）		
		三宅町	四月二十日（水）		
		田原本町	四月二十一日（木）		
		天理市	五月十日（火） 五月十一日（水） 五月十二日（木）		

								運搬が困難な はかり以外の 特定計量器
天理市	田原本町	山添村		大和郡山		市		
五月十三日 (金)	四月二十二日 (金)	四月十五日 (金)		五月二十三日 (月)	五月二十四日 (火)	五月二十五日 (水)		
午前十時三十分から 午前十一時三十分まで	午後一時から 午後三時まで	午前十時から 正午まで	午後一時三十分から 午後四時まで	午前十一時から 正午まで	午前九時三十分から 午前十分三十分まで		午前十時から 午後四時まで	
奈良県農業協同組合二階 堂支店福住出張所(天理 市福住町二〇九八番地)	田原本町役場(田原本町 八九〇番地の一)	山添村ふるさとセンター 内ふれあいホール(山添 村大字大西一三六七番地 )		豊原公民館(山添村大字 三ヶ谷九七〇番地)	東山公民館(山添村大字 桐山六三番地)			

大和郡山		五月十六日（月）		五月十七日（火）		五月十八日（水）		五月二十六日（木）	
午後一時三十分から午後三時三十分まで		午前十時から正午まで		午後一時から午後三時まで		午前十時から正午まで		午後一時から午後三時まで	
奈良県農業協同組合天理営農経済センター（天理市前栽町三三八番地）		天理市立式上公民館（天理市遠田町四五番地九）		天理市立櫛本公民館（天理市櫛本町二〇六四番地二）		天理市役所（天理市川原城町六〇五番地）		大和郡山市南部公民館（大和郡山市筒井町六〇〇番地四）	

